

総務委員会資料

令和2年第1回定例会提出予定議案の説明

議案第1号

川崎市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について

資料1 川崎市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について

資料2 新旧対照表

令和2年2月13日
総務企画局

川崎市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 制定要旨

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正に伴い、市の機関等は、申請等に係る署名等について電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用等をもって代えさせることができること、申請等に係る手数料の納付について電子情報処理組織を使用する方法等をもって行わせることができることとすること等のため改正するもの

2 改正の主な内容

- (1) 条例の題名を「川崎市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例」とするもの
- (2) 市の機関等は、申請等のうち他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものについては、電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用をもって当該署名等に代えさせることができることとするもの
- (3) 市の機関等は、申請等のうち他の条例等の規定において手数料の納付の方法が規定されているものについては、電子情報処理組織を使用する方法等であって規則等で定めるものをもって行わせることができることとするもの
- (4) 市の機関等は、申請等をする者に係る規則等で定める書面等であって他の条例等の規定において添付することが規定されているものについては、市の機関等が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用等により、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付を要しないこととすることができることとするもの

3 施行期日

令和2年4月1日から施行

川崎市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例 平成18年3月23日条例第4号</p>	<p>○川崎市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例 平成18年3月23日条例第4号</p>
<p>(目的)</p>	<p>(目的)</p>
<p>第1条 この条例は、<u>情報通信技術を活用した行政の推進について、情報通信技術を利用する方法により手続等を行うために必要となる事項を定めることにより、手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図り、もって市民生活の向上に寄与することを目的とする。</u></p>	<p>第1条 この条例は、<u>行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第9条第1項の規定の趣旨にのっとり、市の機関等に係る申請、届出その他の手続等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができるようにするための共通する事項を定めることにより、市民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化及び効率化に資することを目的とする。</u></p>
<p>(定義)</p>	<p>(定義)</p>
<p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p>	<p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p>
<p>(1) 条例等 市の条例及び規則等（市の規則並びにその機関の定める規則及びその他の規程をいう。以下同じ。）並びに地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の2第1項又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第55条第1項の規定により市が処理することとなる事務について規定している神奈川県<small>の</small>条例及び同県<small>の</small>知事又は教育委員会の規則をいう。</p>	<p>(1) 条例等 市の条例及び規則等（市の規則並びにその機関の定める規則及びその他の規程をいう。以下同じ。）並びに地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の2第1項又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第55条第1項の規定により市が処理することとなる事務について規定している神奈川県<small>の</small>条例及び同県<small>の</small>知事又は教育委員会の規則をいう。</p>
<p>(2) 市の機関等 次に掲げるものをいう。</p>	<p>(2) 市の機関等 次に掲げるものをいう。</p>
<p>ア 市長その他の執行機関、消防局（消防署を含む。）、上下水道局、交通局、病院局若しくは議会又はこれらに置かれる機関</p>	<p>ア 市長その他の執行機関、消防局（消防署を含む。）、上下水道局、交通局、病院局若しくは議会又はこれらに置かれる機関</p>
<p>イ 地方自治法第244条の2第3項の規定により市の指定を受けたもの</p>	<p>イ 地方自治法第244条の2第3項の規定により市の指定を受けたもの</p>
<p>(3) 書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、<u>図形</u>その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。</p>	<p>(3) 書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、<u>図形等</u>人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。</p>

改正後	改正前
<p>(4) 署名等 署名、記名、自署、連署、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。</p> <p>(5) 電磁的記録 電子的方式、磁氣的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。</p> <p>(6) 申請等 申請、届出その他の条例等の規定に基づき市の機関等に対して行われる通知をいう。</p> <p>(7) 処分通知等 処分（行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。）の通知その他の条例等の規定に基づき市の機関等が行う通知（不特定の者に対して行うものを除く。）をいう。</p> <p>(8) 縦覧等 条例等の規定に基づき市の機関等が書面等又は電磁的記録に記録されている事項を縦覧又は閲覧に供することをいう。</p> <p>(9) 作成等 条例等の規定に基づき市の機関等が書面等又は電磁的記録を作成し、又は保存することをいう。</p> <p>(10) 手続等 申請等、処分通知等、縦覧等又は作成等をいう。 （電子情報処理組織による申請等）</p>	<p>(4) 署名等 署名、記名、自署、連署、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。</p> <p>(5) 電磁的記録 電子的方式、磁氣的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。</p> <p>(6) 申請等 申請、届出その他の条例等の規定に基づき市の機関等に対して行われる通知をいう。</p> <p>(7) 処分通知等 処分（行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。）の通知その他の条例等の規定に基づき市の機関等が行う通知（不特定の者に対して行うものを除く。）をいう。</p> <p>(8) 縦覧等 条例等の規定に基づき市の機関等が書面等又は電磁的記録に記録されている事項を縦覧又は閲覧に供することをいう。</p> <p>(9) 作成等 条例等の規定に基づき市の機関等が書面等又は電磁的記録を作成し、又は保存することをいう。</p> <p>(10) 手続等 申請等、処分通知等、縦覧等又は作成等をいう。 （電子情報処理組織による申請等）</p>
<p>第3条 市の機関等は、申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において書面等により行うこと<u>その他のその方法が規定されているもの</u>については、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、規則等で定める電子情報処理組織（市の機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と<u>その手続等の相手方</u>の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法により行わせることができる。</p>	<p>第3条 市の機関等は、申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこと<u>として</u>いるものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、電子情報処理組織（市の機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と<u>申請等をする者</u>の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行わせることができる。</p>
<p>2 前項の<u>電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等</u>については、当該申請等に関する他の条例等の規定に規定する<u>方法</u>により行われたものとみなして、<u>当該条例等その他の当該申請等に関する条例等の規定</u>を適用する。</p>	<p>2 前項の<u>規定</u>により行われた申請等については、当該申請等を書面等により行うものとして規定した申請等に関する<u>条例等の規定</u>に規定する書面等により行われたものとみなして、当該申請等に関する条例等の規定を適用する。</p>
<p>3 第1項の<u>電子情報処理組織を使用する方法</u>により行われた申請等は、当</p>	<p>3 第1項の<u>規定</u>により行われた申請等は、<u>同項</u>の市の機関等の使用に係る</p>

改正後	改正前
<p>該申請等を受ける市の機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該市の機関等に到達したものとみなす。</p>	<p>電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該市の機関等に到達したものとみなす。</p>
<p>4 市の機関等は、申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行わせる場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用した個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。第7条において同じ。)の利用その他の氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものをもって代えさせることができる。</p>	<p>4 第1項の場合において、市の機関等は、当該申請等に関する他の条例等の規定により署名等を行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものをもって当該署名等に代えさせることができる。</p>
<p>5 市の機関等は、申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において手数料の納付の方法が規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行わせる場合には、当該手数料の納付については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって規則等で定めるものをもって行わせることができる。</p>	<p>(新設)</p>
<p>6 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがある場合その他の当該申請等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行わせることが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則等で定める場合には、規則等で定めるところにより、当該申請等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた申請等」とあるのは、「行われた申請等(第6項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。)」とする。</p> <p>(電子情報処理組織による処分通知等)</p>	<p>(新設)</p> <p>(電子情報処理組織による処分通知等)</p>
<p>第4条 市の機関等は、処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されてい</p>	<p>第4条 市の機関等は、処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該条</p>

改正後	改正前
<p><u>るものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、規則等で定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の規則等で定める方式による表示をする場合に限る。</u></p>	<p>例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、電子情報処理組織（市の機関等の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）<u>を使用して行うことができる。</u></p>
<p>2 前項の<u>電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等</u>については、当該処分通知等に関する<u>他の条例等の規定に規定する方法</u>により行われたものとみなして、<u>当該条例等その他の当該処分通知等に関する条例等の規定を適用する。</u></p>	<p>2 前項の<u>規定</u>により行われた処分通知等については、当該処分通知等を<u>書面等により行うものとして規定した処分通知等</u>に関する条例等の規定に規定する<u>書面等</u>により行われたものとみなして、当該処分通知等に関する条例等の規定を適用する。</p>
<p>3 第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等は、<u>当該処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。</u></p>	<p>3 第1項の<u>規定</u>により行われた処分通知等は、<u>同項の処分通知等</u>を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。</p>
<p>4 市の機関等は、<u>処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものをもって代えることができる。</u></p>	<p>4 <u>第1項の場合において、市の機関等は、当該処分通知等に関する他の条例等の規定により署名等を行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものをもって当該署名等に代えることができる。</u></p>
<p>5 <u>処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがある場合その他の当該処分通知等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則等で定める場合には、規則等で定めるところにより、当該処分通知等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた処分通知等」とあるのは、「行われた処分通知等（第5項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第4項までにおいて同じ。）」とする。</u> (電磁的記録による縦覧等)</p>	<p>(新設) (電磁的記録による縦覧等)</p>

改正後	改正前
<p>第5条 市の機関等は、縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているもの（申請等に基づくものを除く。）については、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により行うことができる。</p> <p>2 前項の電磁的記録に記録されている事項又は書類により行われた縦覧等については、当該縦覧等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該縦覧等に関する条例等の規定を適用する。</p> <p>（電磁的記録による作成等）</p>	<p>第5条 市の機関等は、縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているもの（申請等に基づくものを除く。）については、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、書面等の縦覧等に代えて当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うことができる。</p> <p>2 前項の規定により行われた縦覧等については、当該縦覧等を書面等により行うものとして規定した縦覧等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該縦覧等に関する条例等の規定を適用する。</p> <p>（電磁的記録による作成等）</p>
<p>第6条 市の機関等は、作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録により行うことができる。</p> <p>2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該作成等に関する条例等の規定を適用する。</p> <p>3 市の機関等は、作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電磁的記録により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものをもって代えることができる。</p> <p>（添付書面等の省略）</p>	<p>第6条 市の機関等は、作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、書面等の作成等に代えて当該書面等に係る電磁的記録の作成等を行うことができる。</p> <p>2 前項の規定により行われた作成等については、当該作成等を書面等により行うものとして規定した作成等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該作成等に関する条例等の規定を適用する。</p> <p>3 第1項の場合において、市の機関等は、当該作成等に関する他の条例等の規定により署名等を行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものをもって当該署名等に代えることができる。</p>
<p>第7条 市の機関等は、申請等をする者に係る住民票の写しその他の規則等で定める書面等であって当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、市の機関等が、当該申請等をする者が行う電子情</p>	<p>（新設）</p>

改正後	改正前
<p><u>報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であって当該書面等の区分に応じ規則等で定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付を要しないこととすることができる。</u></p> <p><u>(情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況の公表)</u></p> <p>第8条 市長は、市の機関等が電子情報処理組織を使用する方法により行わせ、又は行うことができる申請等及び処分通知等その他この条例の規定による<u>情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況</u>について、インターネットの利用その他の方法により<u>随時</u>公表するものとする。</p> <p>(委任)</p> <p>第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則等で定める。</p>	<p><u>(手続等に係る電子情報処理組織の使用に関する状況の公表)</u></p> <p>第7条 市長は、少なくとも毎年度1回、市の機関等が電子情報処理組織を使用して行わせ、又は行うことができる申請等及び処分通知等その他この条例の規定による<u>情報通信の技術の利用</u>に関する状況について、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。</p> <p>(委任)</p> <p>第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則等で定める。</p>